

各加盟団体代表者各位

山形県空手道連盟
会長 田鎖光雄

級位の義務付けについて

(全空連級位規定抜粋)

(1) 全空連主催大会参加資格への義務付け

全日本少年少女空手道選手権大会、全日本中学生空手道選抜大会などの参加資格に
公認段位または級位の所持を義務付ける。

(2) 公認初段審査における 1 級証書の写しの提出義務付け

公認初段の受審申請の際、1 級証書の写しを添付させる。

平成 27 年 4 月 1 日から実施

県連決定事項

(1) 1 級の認定審査を段位審査と同日に年二回行う。

→合格者は認定料 2,000 円と認定証代 1,000 円を納める。

(2) 2 級以下の級位に関しては、各団体単位で有資格者が審査し管理する。

→ 級位認定証を県連から購入の事

→ 審査日、審査員名簿の管理保存をお願いします。

各級の県連認定申請日は、3 月末日・9 月末日とします。

有資格者とは

a) 3 級資格審査委員以上 1 名

b) 満 70 歳以上の 3 級資格審査以上の経験者 1 名

c) 公認 3 段以上で公認スポーツ指導員有資格者である満 30 歳以上の者 2 名

(3) 有資格者がいない道場に関しては、要請に応じて普及本部が派遣する。

《審査委員に対する審査料は、一回につき a) と b) 5,000 円、c) 3,000 円とする》

※尚、26 年秋季(11/30)の昇段審査についてはこの限りではない。

27 年全小、全中の出場予定者は、26 年秋季昇段・昇級審査を受審願います。

(段位移行者も同じ)

また、2 級以下の認定申請は、一括 3 月末日とします。

不明な点が有りましたら、普及本部長 菊地健治 迄 (090-3362-4375)